

デジタル技術の活用による市民参加促進に関する 連携協定書



日置市と株式会社Liquitousとの デジタル技術の活用による市民参加促進に関する連携協定書

鹿児島県日置市（以下「甲」という。）と株式会社Liquitous（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源及び特長を活かしながら、市民その他多様な主体の意見やニーズを収集・分析し、地域課題や行政課題に対する理解を深めるとともに、その結果を人口減少対策その他の市政運営における政策及び施策の検討に活用し、あわせてデジタル技術を活用した新たな市民参加及び政策形成手法の実証、検証及び充実に努めることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 市民参加型合意形成プラットフォーム「Liqlid」を活用した意見収集、対話、市民参加及びその活用手法の実証並びに有効性の検証に関する事項
- (2) 収集した意見、データ等の分析及び活用に関する事項
- (3) 地域課題及び行政課題の把握並びに政策及び施策の検討に関する事項
- (4) その他甲乙協議の上で合意した事項

2 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、連携協力事項の具体的な実施については、甲及び乙が合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。

2 本協定は、期間満了の1か月前までに両者が協議の上、書面による新たな合意があった場合に限り延長することができるものとし、以後、同様とする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的若しくは暴力的な行為又は法的な責任を超えた不当な要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

（協定の解除）

第7条 甲及び乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除希望日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解除できるものとする。

（遵守事項）

第8条 甲及び乙は、法令や社会規範を遵守するものとする。

2 甲又は乙は、相手方が前項に反した行為（人権の侵害など）が見られた場合には、速やかに相手方に対し改善を申し入れるものとし、その相手方に改善が図られない場合は、前条の規定にかかわらず、甲又は乙の解除の申入れにより本協定は即時解除されるものとする。

（疑義が生じた場合等の取扱い）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その取扱いを決定する。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年10月22日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
鹿児島県日置市
日置市長

永山由高

乙 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町2044番地29
株式会社Liquitous
代表取締役CEO

栗本拓幸